

埼玉県（川口市除く） 住宅宿泊事業法
届出住宅（廃止分除く） 市町村別内訳

令和8年5月31日 時点

さいたま市	大宮区	西区	緑区	北区	中央区	岩槻区
70	10	5	6	1	7	7
南区	浦和区	見沼区	桜区			
6	11	9	8			
川越市	越谷市					
53	8					
熊谷市	行田市	秩父市	所沢市	飯能市	加須市	本庄市
5	2	33	37	24	2	1
東松山市	春日部市	狭山市	羽生市	鴻巣市	深谷市	上尾市
4	5	5	2	9	2	5
草加市	蕨市	戸田市	入間市	朝霞市	志木市	和光市
6	8	6	3	30	2	4
新座市	桶川市	久喜市	北本市	八潮市	富士見市	三郷市
9	3	8	1	1	3	5
蓮田市	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市	日高市	吉川市	ふじみ野市
1		3		4		3
白岡市	伊奈町	三芳町	毛呂山町	越生町	滑川町	嵐山町
1	2	2	7	1	1	1
小川町	川島町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	横瀬町	皆野町
9	2		1	6	8	1
長瀨町	小鹿野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町	寄居町
6	3	2	1	1	1	8
宮代町	杉戸町	松伏町				合計
2	2					435